

## 危険物保安監督者を定めなければならない危険物施設

(消防法第 13 条、危険物の規制に関する政令第 31 条の 2)

危険物の種類	第 4 類 の 危 険 物				第 4 類以外の危険物	
	指定数量の倍数が 30 倍 以下		指定数量の倍数が 30 倍 超 え		指定数量の 倍数が 30 倍 以下	指定数量の 倍数が 30 倍 越 え
貯蔵・取扱い 危険物の数量	40℃以上	40℃未満	40℃以上	40℃未満		
貯蔵・取扱い危険物 の引火点  製造所等の区分						
製 造 所	○	○	○	○	○	○
屋 内 貯 蔵 所		○	○	○	○	○
屋外タンク貯蔵所	○	○	○	○	○	○
屋内タンク貯蔵所		○		○	○	○
地下タンク貯蔵所		○		○	○	○
簡易タンク貯蔵所		○		○	○	○
移動タンク貯蔵所						
屋 外 貯 蔵 所			○	○		○
給 油 取 扱 所	○	○	○	○	/	/
第 1 種販売取扱所		○	/	/	○	/
第 2 種販売取扱所		○		○	○	○
移 送 取 扱 所	○	○	○	○	○	○
一 般 取 扱 所	○	○	○	○	○	○
容 器 詰 替 消 費		○	○	○		

(注) ○印は危険物保安監督者を定めなければならない危険物施設